

2項目について一般質問いたします。

まず、1項目目として、「**幼児虐待死事件等の背景と課題**」についてお訊ねします。

1点目に、**虐待の要因と支援策**について質問します。

厚生労働省が公表した最新のデータによると、2016年度に全国の児童相談所が対応した虐待通告件数は10万3260件(速報値)となっています。子ども虐待に関する統計が初めて行われた1990年の通告件数は1101件でしたので、四半世紀のうちに、100倍にも及ぶという特異な社会現象になっています。

昨年末、箕面市内で起こった大変痛ましい事件について、私たち議員も、いったい何をやってきたのか、という自責の念に堪えません。

先般、このたびの事件に関する「**検証と総括**」として、事件の調査・検証報告書をいただき、何度も読み返しました。また担当部局の方々からも色々と話を伺いました。本定例会においても本会議での代表質問や、文教常任委員会での質疑が活発に行われてきたところです。個人情報の部分や事件となり裁判が控えていることなどもあって、具体には語れない部分もあろうかと思いますが、相談・支援機関の見立てや関係機関等の連携が図れていなかったことの他に、この親子がどうい  
う状況に陥って、何に困っていたのか、ということがいまひとつ見えてきません。

今回の事件は氷山の一角であると考えて、子どもの虐待に至る背景と、さまざまな局面における根本的な支援の在り方について考えていきたいと思えます。また、本年1月に、箕面市内で10代の少女が、家族にも知られることなく自宅で出産し、新生児の遺体を放置するという悲しい事件も起きています。問題は異なりますが、背景には一部共通する課題が潜んでいると考えます。すべての子どもたちの健やかな育ち、命の大切さについて、若い人たちにどのようにアプローチが必要なのか、ともに考えていきたいという思いで一般質問いたします。

さて、虐待防止法における虐待の定義は、「身体的暴力」「わいせつな行為」「ネグレクト」「心理的虐待」などの類型が規定されています。厚生労働省は、虐待の背景となる要因について「保護者側のリスク要因」「子どもの側のリスク要因」「養育環境のリスク要因」として分類しています。そして、これらの複数の要因が重なることで虐待に至る、とされています。

「保護者側のリスク要因」とは、妊娠、出産、育児を通して発生するものや、保護者自身の性格や、精神疾患等の精神的に不安定な状態が発端となるものをいいます。

例としては、望まない妊娠・出産や若年の妊娠・出産などのために受け入れられず、生まれた子

どもに愛情を持ってない。保護者が未熟で、育児不安、ストレスがたまりやすい。マタニティブルー・産後うつ病・精神障害・知的障害・慢性疾患・アルコール依存・薬物依存等により、心身が不安定になりやすい。あるいは保護者自身が虐待経験を持っている、などがあります

「子どもの側のリスク要因」とは、乳児、未熟児、障害児などのほか、養育者にとっての育てにくさがある子どもの場合のことをいいます。

そして「養育環境のリスク要因」というのは、家庭の経済的困窮と社会的な孤立が大きく影響していることをいい、複雑で不安定な家庭環境や家族関係、親族などの身近なサポートが得られない家庭、転居を繰り返す家庭、生計者の失業や転職のほか、配偶者からの暴力（DV）などがあります。また支援のための社会資源が地域社会に不足している場合もリスクを高めるとされています。

これらはあくまでも虐待に至るおそれがあるというもので、このような要因のある人がすべて被害者や加害者になるというわけではありませんが、要因のない人よりも問題を放置する、あるいは追いつめられた心理状態に陥りやすい、というのが定石になっています。

今述べたそれぞれのリスク要因に対処するために、具体的にどのような実効性のある支援策を考えておられるでしょうか。

### <答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

児童虐待につながる危険性のあるリスク要因については様々なものがありますが、それら個々の要因について一対一の処方箋があるわけではなく、複数のリスク要因が輻輳することから、多角的かつ総合的な支援や対策が必要であると認識しています。

これまでも行っている妊娠期からの相談支援や乳児家庭訪問などによる支援はもちろん、加えて専門職を配置した児童相談支援センターの設置、市内部の連携や、養育支援目的の保育所入所の実施、現場職員のアンテナ機能の強化など、「児童虐待死亡事案に関する調査・検証報告書」に記載いたしました様々な再発防止策が、まさにそれらのリスク要因に対する具体的な対応であると考えます。

以上でございます。

-----

厚労省は、子ども虐待に対して「**一般子育て支援サービスを充実させることが重要である**」と、発生予防の観点から考え、リスク要因と予防策を有機的に結びつけて対応することが必要である、としています。

たとえば、現在は虐待には至らないものの、子育てによる生きづらさを抱えている家庭への対応策についてはいかがでしょうか。要保護児童対策協議会児童虐待部会には報告されない（つまり、

虐待事案ではないが、保護者がリスク要因を抱えている)というケースへの対応はどのようなのでしょうか。

また報告書には「福祉部門」との確かな連携については記述がありません。

今回の事件に関しては、生活困窮者自立支援事業に繋がっていなかったのが、たいへん悔やまれます。福祉部門との連携をしっかりと図っていくことが大切ではないでしょうか。秋からスタートの地域包括支援センターに設置される「(仮称)くらしのお困りごと相談所」が CSW 機能を持つ、とのことなので、それには期待したいですが、そのためには常勤職員として位置付けることが必要であると考えますので、これは要望といたします。

そして見守りの質についてですが、警察との連携強化を含めて、体制が強化されることになっていますが、見守りが高じてご近所や地域から「虐待家庭である」と疎んじられて、かえって親が孤立してしまうことも懸念されます。地域での見守りが「監視」とならないような配慮や啓発をお願いします。

また子ども家庭センターが、事態を実際よりも厳しく見立てて母子分離をはかったことが、幼い子どもの心の傷となってしまったケースもあるようです。見立てとは非常にむづかしいものだと強く考えさせられます。

親自身の要因、子どもの要因、家族をとりまく要因に対応していくためには、さまざまな角度からの見守りや、相談・支援窓口が必要です。どこへどう繋いでいくか。適切な見立てと適切な支援が行われるまで見届けることも大切です。そのための人材育成についてはどのようにお考えでしょうか。

さらに男女協働参画社会を推進する視点での取り組みの強化策も必要ではないでしょうか。

またDV防止策について、市はこれまでも取り組んできましたが、その取り組みがまだまだ浸透していない状況ではないでしょうか。暴力の連鎖を生まないための啓発、相談支援、支援者の育成等について、今までどおりの取組みでは足りないと考えますが、いかがでしょうか。

### <答弁>

まず、「児童虐待には至らないが、養育支援が必要な家庭への対応」についてご答弁いたします。

従来から、児童虐待に至らなくとも、不適切な養育環境にある場合は、要支援児童として児童虐待事例進行管理台帳に登載し、母子保健業務、保育所幼稚園学校等に対して適宜指示を行いつつ、福祉部門と連携しながら養育支援を行っており、今後ともこれを継続します。

また、泣き声などの通報があっても、関係機関による調査の結果、養育環境が良好であると判断するケースについては、児童虐待部会への報告対象とはなりません。記録を残し、関係機関で状況の変化を見守っています。

次に、人材育成については、児童相談支援センターに配置する専門職をはじめ、関係課室の職員も含めて、児童虐待についての研修やセンターでの職務体験を順次させ、人材の育成を丁寧に行っています。また、研修と合わせて、対応マニュアルを作成し、スキルを高める手立ての一つとしていきます。

次に、DV防止の啓発、支援、人材育成についてですが、DV相談や支援措置をはじめとするDV対応は増加傾向にあり、今後も関係機関と連携して取り組んでいくとともに、特にデートDVなど、若年層への啓発は重要と考え市内高校での講演、リーフレットの配布を行っているところです。また、カウンセラーによるスーパーバイズを毎月受けることで、職員のDV対応のスキルを高めてまいります。

以上でございます。

人材育成について、是非、よろしく願いいたします。

要保護対象ではないが、リスク要因をかかえている家庭に対する支援については、これまでの支援を継続していくというご答弁でした。しかし最近においても民間保育所や支援の側が、子どもの側のリスク、親の側のリスクを十分に理解できないために、SOSを出している母親を追い詰める結果に及んでいるというケースがあります。親身に接していただいていると思うのですが、当事者の思いをつかみきれないという現状を、まずは認識していただき、今後の支援に活かしていただきたいと、切にお願いいたします。

次に、2点目として、今後の支援体制について伺います。

4月から創設される「児童相談支援センター」には専門職支援員を任用することになりましたが、この11人は特別職非常勤職員として配置されることになっています。当該児童や児童をとりまく保護者や関係者からの十分な情報収集とアセスメントを期待いたしますが、場合によっては、夜間や土日・祭日等の仕事を余儀なくされることでしょう。昼夜を問わない不規則で柔軟な対応が求められ、なおかつ継続的な見守りが求められることから、本来は常勤職員として配置していくことが必要ではないでしょうか。

また、現在要保護児童対策協議会（以下要対協といいます）には285件のケースがあがっています。新体制の支援員は専門職が11名配置されることで、現在の7名体制から14名となる、とのこと。常勤換算で、11.8人（約12人）という説明をいただいておりますが、この体制によって、1人あたりの担当数はどのように変化する見通しになっているのでしょうか。要対協の事案にはなっていないが、適切なケア、支援が必要なケースも含めて、どのような支援体制が組めると考えてお

られるのかをお伺いします。

さらに、CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)を各小学校区に配置し、福祉部門と有機的に連携しながら支援体制を構築することについては、どのようにお考えでしょうか。

要保護児童対策協議会には、市教育委員会のすべての関連部署と市の福祉事務所が事務局となり、情報共有を図る構成になっていますが、地域福祉を担う市社会福祉協議会への情報提供や連携はどのようにお考えでしょうか。

さらに民生委員との連携も視野に検討されることになっていますが、SSW(スクールソーシャル・ワーカー)も含めて、情報共有や連携についてはどのようにはどのように検討されているのでしょうか。

さらに、身近な地域で民間の資源を活用していくことについて、どのようにお考えでしょうか。具体的には例えばシングルマザー支援を行っている NPO 団体などとの連携についてはいかがでしょうか。これまでは、「個人情報保護の壁」があるために、連携に支障がありましたが、より多くのより厚い見守り・支援の構築に向けての市の見解をお訊ねします。

また外国籍の家庭支援については、国際交流協会との連携も欠かせないと考えますが、その点についても、確認させていただきたいと考えます。

最後に、組織体制について、児童相談支援センターは庁内関係部署との連携が図りやすい本庁に設置すべきではないでしょうか。家庭支援室は、本庁から分離しない方がよかったのではないかと、この思いがありますので、ご答弁をお願いいたします。

### < 答弁 >

「今後の支援体制」について、ご答弁いたします。

まず、「子ども家庭総合支援員」についてのお尋ねですが、(仮称)児童相談支援センターの組織としては、センター長に副部長級職員、副センター長として室長級職員を置くほか、大阪府から派遣いただく職員を室長級職員に位置付ける予定をしており、さらに市の常勤職員数名に加えて非常勤の専門職11名を配置します。

このうち専門職11名については、国の「子ども家庭総合支援拠点事業」における非常勤職員の雇用に対する補助制度を活用して財源を確保することで、児童虐待対応の専門性を高め、人員的にも充実することが可能となったものでありますので、常勤職員として配置は国の制度対象外となるため、その予定はありません。

次に、「子ども家庭総合支援員の担当ケース数」についてですが、現在の児童虐待担当の体制は7人で、うち、4人が中学校区別にケースを担当し、1人平均70ケースを担当し、残る3人は、全体調整、養育支援訪問等を担っています。平成30年度は、子ども家庭総合支援員を、10月をめどに順次配置していきますが、11名の子ども家庭総合支援員の配置後は、単純に現在のケース数を人数で割れば1人あたり25～30ケースとなり、現在に比べて1人あたりの担当ケース数は減少します。

しかしながら、漏れのない対応を行うため、1つの地区を複数の支援員で担当することを検討しており、その結果として担当ケース数がどうなるかについては現在整理しているところです。

次に、「コミュニティソーシャルワーカーの配置と社会福祉協議会との連携」についてですが、現在、箕面市社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカー、またその機能を持った地区担当職員5人を配置しています。

コミュニティソーシャルワーカーを各小学校区に配置する予定は現在のところありませんが、平成30年度秋からモデル実施される「(仮称) 暮らしのお困りごと相談所」において、コミュニティソーシャルワークの機能が確保されるものと考えられることから、今後の全市展開に向けた課題整理の中で、その視点も含めてまいります。

社会福祉協議会をはじめ、関係機関が児童虐待のそれぞれのケースにおいて連携し、チームとして複合的に支援していくことが必要です。本市におきましてもこれまで、児童や家庭の日常的な支援の中で社会福祉協議会やSSWや民生委員児童委員さんと連携してきたところであり、今後も社会福祉協議会が実施されているふれあいホームサービスなどの事業を活用して支援を行うとともに、児童の所属が学校の場合はSSWとのさらなる連携を図ります。また、民生委員児童委員による見守りが必要であると判断した家庭については、訪問などの関わりをしていただいております。地域でのきめ細やかな見守りなどの役割を担っていただくことがこれまでも多数ありました。今後については、民生委員児童委員協議会にも相談し、より深い連携の手法を見いだしていきます。

「NPOなど地域の資源の活用」については、個人情報取り扱いについて慎重を期すべきことから、一般のNPOに対して情報提供を行う予定はありませんが、地域の団体に対して、児童虐待通告に関する啓発を積極的に行っていきたいと考えています。

なお、「家庭支援室の場所」については、ごく事務的なことであるため児童虐待死亡事案に関する調査・検証報告書に記載まではしていませんが、今回の検証を踏まえ、すでに(仮称)児童相談支援センターの設置場所を、子育て部門との連携を行いやすい市役所別館2階とする準備を進めており、4月2日から、別館2階で新組織をスタートします。

最後に、「外国籍家庭の支援」についてですが、公益財団法人箕面市国際交流協会は、児童虐待防止のネットワークを構成するメンバーとして、要保護児童対策協議会の構成員になっています。

外国籍や外国にルーツを持つ児童や家庭への支援においては、その国の文化や考え方を知った上で相談を受けることが必要となりますので、国際交流協会と連携し、母国語での生活相談の対応を従来から行っており、今後も連携を密にしてまいります。

以上でございます。

NPOとの連携については考えていない、とのことですが、市内で、シングルマザー支援に取り組んでいるNPOらは、府下や全国ネットでさまざまな事案の情報共有や研修を行い、日常的にシングルマザーの悩みに向き合う支援に取り組んでいます。どのような団体が、どのような支援を行っているのか、きちんと精査していただき、信頼のおける団体の協力を得ていくことも大切ではないでし

ようか。

また、男女協働・家庭支援室について確認いたします。現在の「男女協働・家庭支援室」は、組織としてどうなるのでしょうか。「家庭支援室」ではなく「男女協働参画室」として存続されるのでしょうか。ご答弁を求めます。

### <答弁>

まず、NPOとの連携についてご答弁いたします。

先ほどもご答弁しましたとおり、個人情報の取り扱いについて慎重を期すべきことから、一般のNPOに対して情報提供を行う予定はありませんが、児童虐待通告に関する啓発については積極的に行っていきます。

次に、男女協働・家庭支援室の組織についてですが、平成30年度の男女協働に関する業務については他の人権施策と合わせて人権施策室において所管し、虐待対応等の業務は児童相談支援センターに移行します。

以上でございます。

個人情報を守ることは重要だと認識していますが、いま申しあげているNPO法人らは、すでに行政にはできないシングルマザーの集いの場づくりやパーソナルサポート、DV支援等に取り組んでいます。母子の悩みに、日常的に向き合っている団体だからこそ、支援の見立てに役立つ情報もつかんでいます。そういった社会資源を活用しない手はないと思いますし、今後、ますます市民協働が重要になってくる時代でありますので、柔軟な対応で、信頼のおける民間団体等との連携、協働を前向きにご検討されますよう、要望いたします。

また、実質的に男女協働参画室(課)が無くなる、ということになるので、これはまったく納得がいきません。

女性差別を無くし、男女協働参画社会の実現に向けて「男女協働参加課」が創設された経緯を、市はどのように考えているのでしょうか。

男女協働参画社会はいまだ実現されていません。この課題を人権一般でひとまとめにしてしまうことは、現在も後退しつつある男女協働推進政策をさらに後ろへと追いやることにほかなりません。

先月、男女協働・家庭支援室の市民企画講座に参加させていただきました。座間事件で見えてきたことについて、若年女性の支援団体である若草プロジェクトの大谷恭子弁護士がわかりやすく講演してくださいました。日本の少女や若年女性が、孤独で孤立しやすく、背景には根深い女性差別意識と、希薄な権利意識にあるとおっしゃっていたのが、印象的でした。

男女協働参画社会の取組みをさらに着実に進めるためにも、男女協働参画室として存続させるべきであると、強く要望いたします。